

子ども手当の手続きはお済みですか？

平成22年4月から子ども手当制度が始まりました。



すでに児童手当を受給されている方については、基本的に手続きは不要ですが、「新たに受給する」あるいは「対象となる子どもが増える」場合には、お早めにご手続きをお願いします。

ふわふわドーム（サンピラーパーク内）

制度の概要

受給対象となる方
名寄市に住所を有し、中学校修了前の子どもを養育している方

公務員の方は勤務先での手続きとなります。

支払われる額

対象となる子ども一人あたり、月額13000円

支払時期

6月、10月、2月（年3回）

本年6月には、2・3月分の児童手当と4・5月分の子ども手当が支払われます。

所得制限 なし

受付窓口

名寄庁舎2階こども未来課
または風連庁舎1階地域住民課

申請手続きが必要な方

(7)平成22年3月31日時点で児童手当を受給しており、新中学2・3年生の子どもがいる場合

額改定認定請求

(1)平成22年3月31日時点で、児童手当を受給していない場合
新規認定請求

毎年6月に現況届の手続きが必要です

毎年6月に現況届の提出が必要です。これは引き続き受給資格があるかどうか確認するためのものです。本年4月以降に手続きをされた方を除き提出が必要です。

現況届の提出については、毎年6月上旬に対象となる方へお知らせおよび現況届の用紙を送付します。現況届の提出がないと引き続き手当を受給することができませんので、必ず提出してください。

問い合わせ

こども未来課こども未来係

名寄市役所名寄庁舎2階

☎01654 2111 内線3242

